

総 会 議 案 書

令和6年5月25日(土) 午後3時
五日市高等学校 校長会議室

総 会 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議長選出

4 議 案

議案第1号	令和5年度事業報告について
議案第2号	令和5年度決算報告について
議案第3号	役員改選について
議案第4号	令和6年度事業計画(案)について
議案第5号	令和6年度予算(案)について
議案第6号	東京都立五日市高等学校微光会会則の一部改正について

5 その他

6 閉 会

東京都立五日市高等学校微光会

<https://bikoukai.net>
E-mail: bikoukai@bikoukai.jp

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

- 会員名簿（データベース）の管理更新や母校援助事業などを実施した。
- 令和5年4月7日（金）入学式（全日制）（定時制）にそれぞれ出席し、微光会会長が祝辞を述べた。
- 総会の開催

令和5年5月26日（金）に令和5年度 東京都立五日市高等学校 微光会総会を開催した。

- 会員名簿（データベース）の管理更新

微光会所有のパソコンでデータベース管理を実施、新会員の登録などを行った。

- 微光会ウェブサイトの管理者が変更になり新規ドメイン取得、ホームページの内容を刷新した。
- 全日制・定時制それぞれの学校運営連絡協議会評価委員会、学校運営連絡協議会（年3回）に出席した。
- 令和6年3月2日（土）卒業式（全日制）（定時制）にそれぞれ出席し、微光会会長が祝辞を述べた。
- 援助事業を実施した。
懸垂幕、文化祭Tシャツ、ヨルイチポロシャツなど卒業記念品として小皿を贈呈した。
- 役員会を開催し、総会の準備をした。
- 令和5年度末の会員数は 11,965名。
(新規95名入会)

議案第2号 令和5年度決算報告について

1 令和5年度微光会会計報告（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

(1) 収入の部

単位：円

科 目	決 算 額	備 考
1 会 費	475,000	令和5年度卒業生入会金 全日制88名、定時制7名 計95名×@5,000円
2 繰入金		
3 雑収入	702	定期預金の利息(692円) 普通預金の利息(10円)
小 計	475,702	
前年度繰越金	1,433,640	
合 計	1,909,342	

(2) 支出の部

単位：円

科 目	決 算 額	備 考
1 総会費	20,000	総会飲食代
2 会議費	0	
3 母校援助費	564,160	文化祭Tシャツ 26,400円 生徒交通費等 6,240円 生徒昼食代 500円 卒業生記念品代 212,520円 ヨルイチポロシャツ 230,100円 ヨルイチ飲料代 2,600円 懸垂幕代 85,800円
4 事務費	438,266	往復葉書代 2,520円 インターネット使用料 38,566円 印刷代 200円 振込手数料 1,980円 事務局員手当 120,000円 新規ドメイン取得料等 275,000円
5 繰出金	0	
6 雑費	0	
7 予備費	0	
小 計	1,022,426	
次年度繰越金	886,916	次年度～繰越
合 計	1,909,342	

2 令和5年度

微光会積立金会計報告

単位：円

収入の部		5,100,000
内訳	繰越金(定期預金)	5,100,000
	繰入金	0
	預金利息	0
支出の部 繰出金		0
定期預金額		5,100,000

3 財産目録 (令和6年3月31日現在)

単位：円

科目	摘要	金額
(一般会計) 現金 普通預金 次年度繰越金	手許有高 西武信用金庫五日市支店	2,254 884,662 886,916
(積立金会計) 定期預金 小計	西武信用金庫	5,100,000 5,100,000
合計		5,986,916

以上のとおり報告します。

令和6年 5月 1日

五日市高等学校微光会

会計 鈴木 賢治

澤田 一成



令和5年度微光会会計監査報告について

決算書類について監査を行った結果、適正であることを認めます。

令和6年 5月 1日

会計監査 宮田 文男

山崎 勇



議案第3号 役員の改選について

東京都立五日市高等学校微光会役員を次のとおり改選する。

名誉会長	松崎真理子	校長	あきる野市五日市 894
会長	大久保昌代	定36期	あきる野市牛沼 478-16
副会長	高木謙一	全38期	檜原村 1892-1
理事	高橋将久	全36期	あきる野市五日市 221-2
	田中淳一	全38期	福生市東町 2-3
			レクセルプラザ福生 803号
	石倉優子	全36期	瑞穂町箱根ヶ崎 448-1
	村瀬要子	全36期	青梅市新町 3-16-1
			ライオンズガーデン 311
書記	市原美雪	全36期	昭島市大神町 4-1-16
			五十鈴坂壺番館 205号
	當島千恵美	全36期	羽村市緑が丘 2-1-2
			ライオンズマンション 210
会計	鈴木賢治	全38期	あきる野市五日市 357-1
	澤田一成	全43期	あきる野市下代継 326-3
会計監査	宮田文男	定16期	あきる野市五日市 249-6
	山崎勇	定18期	あきる野市留原 257-6
顧問	梶原敏幸	全副校長	あきる野市五日市 894
	澤崎陽彦	定副校長	あきる野市五日市 894
	尾辻智明	経企室長	あきる野市五日市 894
	中嶋博幸	定36期	あきる野市留原 804-2

議案第4号 令和6年度事業計画（案）について

- 総会の開催
- 会員名簿（データベース）の管理更新
- 母校援助事業の実施
- 微光会ホームページの管理更新
- 学校行事への参加

議案第5号 令和6年度予算(案)について

令和6年度微光会会計予算(案)

(1) 収入の部

単位：円

科 目	予 算 額	備 考
1 会 費	445,000	令和6年度卒業生入会金 全日制85名 定時制4名 計89名×@5,000円
2 繰入金	0	
3 雑収入	0	
小 計	445,000	
前年度繰越金	886,916	前年度より繰越
合 計	1,331,916	

(2) 支出の部

単位：円

科 目	予 算 額	備 考
1 総会費	1,000	花代等
2 会議費	10,000	役員会等
3 事務費	320,000	事務局員手当 120,000円 HP管理費 180,000円 通信費等 20,000円
4 母校援助費	400,000	在校生並びに定例行事への支援事業 微光賞等 200,000円 卒業生記念品代 200,000円
5 渉外費	10,000	慶弔費等
6 繰出金	0	
7 雑費	1,000	
8 予備費	589,916	
合 計	1,331,916	

各科目間の流用を認める。

令和6年5月25日

東京都立五日市高等学校微光会
会 長 大久保 昌代

議案第6号 東京都立五日市高等学校微光会会則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和6年5月25日

提出者 東京都立五日市高等学校微光会会長 大久保昌代

提案理由

会計年度の期間が変更になったことから、会則を改正する必要がある。

東京都立五日市高等学校微光会会則

第17条 本会の収支報告は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

を

第17条 本会の収支報告は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

に改める。

東京都立五日市高等学校微光会会則(案)

第1章 総 則

- 第1条 本会は、東京都立五日市高等学校微光会と称する。
- 第2条 本会は、東京都立五日市高等学校卒業生をもって構成する。
但し、同校に在籍した者で総会の承認を得た者を会員とすることができる。
- 第3条 本会の事務所は、東京都立五日市高等学校内に置く。
- 第4条 本会は、卒業生の自立的意思により、同校の発展と卒業生などの相互の親睦と向上を図ることを目的とする。
- 第5条 本会は、前条の目的を達成するため次の事項を行う。
(1)会員名簿の発行
(2)その他本会の目的達成のため適当なる事業

第2章 役 員

- 第6条 (1)本会は、前条の目的達成と運営の円滑化を図るため、次の役員を置く。
名誉会長 (校長)
顧問 (副校長・経営企画室長・担当教諭 他)
会 長 1名
副 会 長 数名
理 事 数名
書 記 2名以内
会 計 2名以内
会計監査 2名以内
(2)役員会は、前項の役員をもって構成する。
(3)役員(学校長・副校長・経営企画室長・担当教諭を除く)は、すべて総会において選任される。
- 第7条 (1)本会は、前条の役員のほか幹事を置き、幹事は卒業時のクラスより選出される。
(2)幹事会は、役員と幹事によって構成する。
- 第8条 名誉会長は、会務の報告を受ける。
会長は、本会を代表し会務を統括する。
副会長は、会長を補佐し会長事故のあるときこれを代行する。
理事は、会長以下の五役を補助し、会の運営の充実強化を図る。
書記は会の運営を記録する。
会計は、会の財務を処理し収支を記録する。
会計監査は、会のすべての財産使途、主要な寄付者の氏名及び現在の経理状況を総会に報告する。
幹事は、会員相互の連絡を図り会の運営の充実強化に協力する。
- 第9条 役員(学校長・副校長・経営企画室長・担当教諭を除く)の任期は3年とする。
但し、再任を防げない。

第3章 会 議

- 第10条 会議は、総会・役員会・幹事会とする。
- 第11条 総会は最高決議機関にして、会則の変更、収支報告その他の重要な事項を審議決定する。

- 第12条 総会は定時に開催し、役員会・幹事会は、必要に応じてこれを開催し、会の運営事項を協議決定する。
- 第13条 すべて会議は会長がこれを招集し、総会の通知については予め会議の目的事項を示した書面若しくは当会ホームページへの掲載をもってする。
- 第14条 すべての会議の決定は、出席者の過半数の賛成による。

第4章 会 計

- 第15条 本会の経費は、会費及び寄付金をもってする。
- 第16条 会費は金 5,000 円とし、入会の際納入するものとする。
- 第17条 本会の収支報告は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第5章 附 則

- 第18条 本会則で範囲内において、役員会は会の運営上必要なる規則を定めることができる。
- 第19条 本会則は、令和6年5月25日より改正施行する。

以上

会則の改正経過

- 1) 昭和26年 3 月31日より施行
- 2) 昭和41年11月13日 一部改正
- 3) 昭和47年11月11日 一部改正
- 4) 昭和54年 4 月 1日 一部改正
- 5) 平成 5年 5月30日 全部改正
- 6) 平成14年 5月25日 一部改正
- 7) 平成16年 5月22日 一部改正
- 8) 令和 6年 5月25日 一部改正